

指 名 停 止 措 置 簿

1 指名停止を受けた建設業者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
株式会社新都メン テナンス	代表取締役 秋山 仁男	高知県知事許可 (般-3) 第 9945 号	高知市新田町 15-28

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和 8 年 5 月 27 日から令和 8 年 8 月 26 日まで (3 月)
指名停止の理由	<p>当該業者及び同社工務課長は、高知市上下水道局が発注した「令和 5 年度初月分区污水管渠築造工事」において下水管を敷設する作業中に生じた地山の崩壊により、作業員が脳挫傷となり死亡した事故について、掘削業務における作業方法から生ずる危険を防止するための措置（土止め支保工等）を講じていなかった。</p> <p>この事実に対して両名は、高知簡易裁判所から略式命令を受け、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪により、罰金 20 万円（法人）及び罰金 50 万円（個人）の刑が確定し、令和 8 年 5 月 22 日に営業停止処分を受けたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事等指名停止措置要綱別表第 2 の第 20 号（建設業法違反行為）に該当 同要綱の取扱いの別表第 2 関係 5 の（2）（県発注工事以外に関する建設業法違反）に該当</p>